

# 提案：JICA 環境社会配慮ガイドライン改定委員会の議論の進め方

(第3回改定委員会提出、2003年1月24日)

NGO 関係委員一同

## 今後の進め方 (JICA のプロジェクトサイクル、各省との関係等を理解した上で)

- ・ 討議する項目についての議論 討議項目を暫定的に決定
- ・ 討議項目にしたがって討議日程を組み、委員・当日参加者・JICA などからの提案を受け付ける 基本的には提案をベースに毎回議論を行なう
- ・ 議論の中から出された新たな討議項目を追加し、議論の時間を設定する
- ・ 議論が紛糾するなどした場合はその都度対応を検討する
- ・ 必要な討議項目の議論が終了した段階で、委員会からの提言案を起草する小グループを結成し、提言案の起草に入る。なお、起草作業にあたって最低限の共通認識とルール (例：提言は現状を踏まえつつもあるべきガイドラインの理想像を提示すること、議事録をもとに改定委員会の議論をふまえること、コンセンサスベースを目指すこと、など) を改定委員会で確認する
- ・ 提言案の起草日程は小グループに一任するが、デッドラインは委員会で設定する
- ・ 提言案を改定委員会で議論し、必要な修正を加えた上で、委員会としての提言とする

## 討議項目 (順番は必ずしも討議の順番を意味していない)

### A. プロジェクトサイクルに沿った討議項目

1. 案件検討段階での環境社会配慮の方法 (要望調査を含む)
2. 案件検討段階やマスタープランなどにおける計画 (戦略) アセスメントの適用
3. 事前調査・予備調査段階でのスクリーニングとスコوپング (現行セクターガイドラインの見直し)
4. 環境アセスメント (現行セクターガイドラインの見直し)
5. モニタリングと評価

### B. プロジェクトサイクル全体に関係する討議項目

6. 情報公開
7. 社会配慮 (人権、ガバナンス、ジェンダーなど)
8. 紛争国・紛争地域や軍事政権下での環境社会配慮の特性
9. ガイドラインの遵守

### C. 実施体制に関係する討議項目

10. 作業監理委員会
11. JICA の実施体制と権限
12. 意思決定への反映

### D. その他

13. ガイドラインの目的、JICA 環境社会配慮の基本的な理念